

倉敷市地域旅客運送サービス継続事業実施方針（案）

令和4年8月1日

倉敷市地域公共交通会議

1. 実施区域

倉敷市

玉島、玉島1丁目、玉島乙島、玉島阿賀崎1丁目、玉島阿賀崎2丁目、玉島阿賀崎5丁目、玉島中央町1丁目、玉島中央町2丁目、玉島中央町3丁目、玉島爪崎、新倉敷駅前1丁目、新倉敷駅前2丁目、新倉敷駅前3丁目、新倉敷駅前4丁目、新倉敷駅前5丁目、玉島長尾、玉島八島

2. 事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

① 路線

別紙1のとおり

② 運行便数（ダイヤ）

路線（系統）名	平日		土曜		日祝		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復	往	復			
玉島中央町線 （駅線）	5便	5便	3便	4便	3便	3便	両備ホールディングス株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行
新倉敷住友重機械線 （住友東）	3便	1便	2便	2便	1便	1便			
新倉敷住友重機械線 （坂田町）	4便	4便	2便	2便	4便	4便			
ハーバーアイランド線 （ハーバーアイランド）	-	2便	-	1便	-	-			
ハーバーアイランド線 （クラレ正門ハーバー3）	1便	1便	-	-	-	-			
ハーバーアイランド線 （クラレ入口ハーバー3）	-	-	1便	-	-	-			
作陽学園・中国能開大線 （中国能開大）	5便 （3便）	7便 （4便）	-	-	-	-			

※カッコ内は、作陽学園休講日の便数

③ 運賃

- ・玉島中央町線（駅線）：新倉敷駅～玉島中央町

						新倉敷駅	
						爪崎南	170
					爪崎西	170	170
				八島	170	170	170
			七島	170	170	170	170
		文化センター入口	170	170	170	170	170
	玉島支所入口	170	170	170	170	170	170
玉島中央町	170	170	170	170	170	170	170

- ・新倉敷住友重機械線（住友東）：新倉敷駅～住友重機械西門
- ・新倉敷住友重機械線（坂田町）：新倉敷駅～坂田町
- ・ハーバーアイランド線（ハーバーアイランド）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3工区
- ・ハーバーアイランド線（クラレ正門ハーバー3）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3工区
- ・ハーバーアイランド線（クラレ入口ハーバー3）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3工区

別紙2のとおり

- ・作陽学園・中国能開大線（中国能開大）：新倉敷駅北口～中国能開大

			新倉敷駅北口
		作陽学園正門	100
	作陽学園北	100	100
中国能開大	160	160	160

3. 2の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

【サービス内容】

① 路線

乗合事業者による継続

- ・運送事業の種類…一般乗合旅客自動車運送事業
- ・態様…（協議事項ウ（ア）で決定した運行の態様を記載）

路線図

別紙3のとおり

② 運行便数（ダイヤ）

路線(系統)名	平日		土曜		日祝		備 考
	往	復	往	復	往	復	
玉島中央町線 (駅線)							
新倉敷住友重機械線 (住友東)							
新倉敷住友重機械線 (坂田町)							
ハーバーアイランド線 (ハーバーアイランド)							
ハーバーアイランド線 (クラレ正門ハーバー3)							
ハーバーアイランド線 (クラレ入口ハーバー3)							
作陽学園・中国能開大線 (中国能開大)							

協議事項ウ（ア）で決定した路線・
運行便数（ダイヤ）を記載

※地域の人口規模や利用状況等を踏まえ、（協議事項ウ（ア）で決定した使用車両を記載）による運行を想定している。

※路線やダイヤ、運賃については（協議事項ウ（ア）で決定した路線・運行便数（ダイヤ）・運賃を記載）を基本とするが、運行経費などを踏まえ、決定した事業者と協議して決定する。（なお、運行開始後も利用状況を踏まえて随時見直す。）

4. 継続旅客運送を実施する者の条件

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。
- ・ 倉敷市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- ・ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・ 倉敷市暴力団排除条例（平成23年倉敷市条例第45号）に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- ・ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ・ 令和4年4月1日時点で、倉敷市内において3年間にわたる輸送実績があること。

5. 地方公共団体による支援の内容

- ・ 運行費に係る補助金の予算措置
- ・ 地域と連携した利用促進策

6. 実施予定期間

令和5年7月1日～令和10年3月31日 ※地域公共交通計画の期間終了まで

7. 公募の期間

令和4年●月●日～令和4年●月●日

8. 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

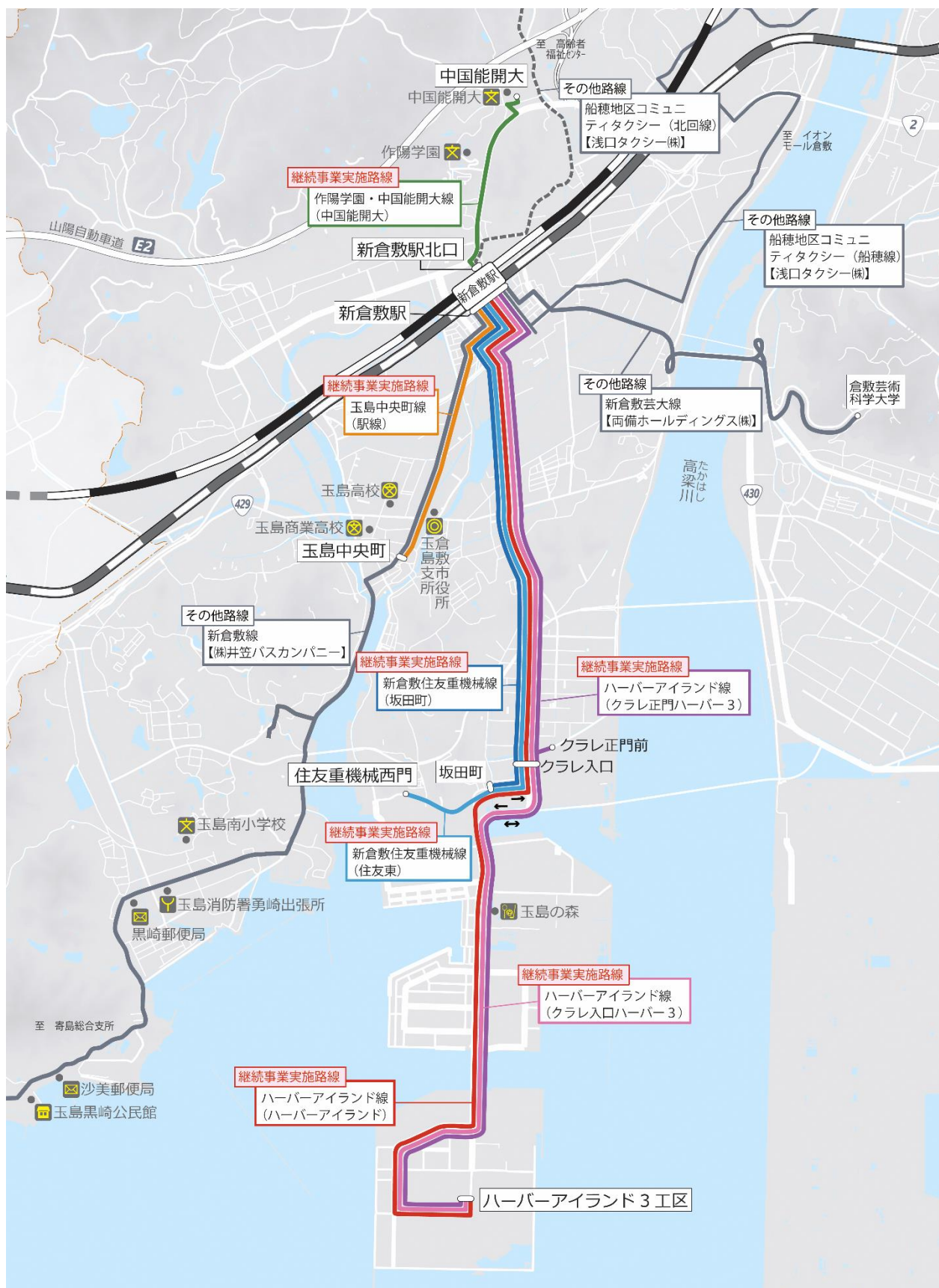
プロポーザル実施要領に基づく公募型プロポーザルを実施

※選定にあたっては、倉敷市地域公共交通会議の委員の中から選出した審査員による審査会を実施

9. その他必要な事項

公募型プロポーザルへの参加にあたっては、プロポーザル実施要領に規定する「参加申込み手続き」を参照のこと。

【別紙 1】



【別紙 2】

- ・新倉敷住友重機械線（住友東）：新倉敷駅～住友重機械西門
- ・新倉敷住友重機械線（坂田町）：新倉敷駅～坂田町
- ・ハーバーアイランド線（ハーバーアイランド）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3エ区
- ・ハーバーアイランド線（クラレ正門ハーバー3）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3エ区
- ・ハーバーアイランド線（クラレ入口ハーバー3）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3エ区

新倉敷駅																
爪崎南																170
倉敷西年金事務所前															170	170
ケアハウスあいの泉前														170	170	170
玉島ショッピングセンター 玉島警察署前													170	170	170	170
日之出町												170	170	170	170	170
押上社宅											170	170	170	170	190	190
堀貫北										170	170	170	170	170	190	190
堀貫									170	170	170	170	170	170	190	190
東高地								170	170	170	170	170	200	200	230	230
東高地南							170	170	170	170	170	170	200	200	230	230
東小高地 クラレ入口／正門前						170	170	170	170	170	170	170	200	200	230	230
坂田町交差点					170	170	170	170	190	190	190	200	230	230	280	280
坂田町				170	170	170	170	170	190	190	190	200	230	230	280	280
養父・戸島公園			170	170	170	170	170	170	190	190	190	200	230	230	280	280
住友重機械西門		170	170	170	170	170	170	170	190	190	190	210	240	240	280	280
坂田町 坂田町交差点 東小高地 クラレ入口 東高地南 東高地 堀貫 堀貫北 押上住宅 日之出町 玉島 警察署 あいの泉 年金 事務所 爪崎南 新倉敷駅																
住友重機械正門前			170	170	170	170	170	170	190	190	190	200	230	230	280	280
プール前		170	170	170	170	170	170	170	200	200	200	210	240	240	280	280
玉島下水処理場前		170	170	170	170	170	190	190	190	220	220	220	230	260	260	310
ハーバーブリッジ北		170	170	170	190	190	190	230	230	230	250	250	250	280	300	340
ハーバーアイランド		170	170	170	220	220	220	260	260	260	290	290	290	300	330	370
ハーバーアイランド 3エ区		170	170	170	190	230	230	230	280	280	280	310	310	310	320	390

【別紙 3】

